

## 都市の生物多様性～京都での取組に向けて 森本幸裕

2050年の自然共生社会の実現に向けて、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するとしていた、生物多様性条約の「愛知目標」は達成できませんでした（GB05）。現在、30 by 30（2030年までに陸域の30%などを保護区とする）など次の10年の目標を検討中です。この鍵のひとつが、民有地も含めた生物多様性の保全の貢献する緑地を国際的に認証する制度、OECMです。一方、事業者の方から、これまで公開していた財務情報に加えて、地球環境に関するリスクやチャンスに関する情報を開示して、いわゆるESG投資につなげる動きが進んでいます。既に、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）は動いていますし、今年から、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が発足し、日本でも環境省、財務省に加えて企業など団体がTNFDフォーラムを作り、TNFDのあり方の検討が始まりました。

また、国連の持続可能な発展（SDGs）の17のゴールと169のターゲットが設定され、環境・社会・経済のすべての目標が関連していて、「誰ひとり取り残さない」という考え方が世界の標準となっています。京都市では「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>」と「京都市生物多様性プラン（2021-2030）」が3月に策定されたところです。

生物多様性はこれまで、熱帯雨林やサンゴ礁など原生的な自然の損失「第一の危機」に関心が集まってきました。しかし京都の京松茸や八坂神社大晦日をけら詣りのオケラ、高台寺のキクタニギクなど千年の文化と関わり深い植物の多くは人里のもの。里地里山の自然資源を利用しなくなったことによる「第二の危機」が深刻なのです。

近年は、気候変動に伴う豪雨災害の激甚化が顕著となり、これに対して従来型の対応（グレイインフラ）が却って自然環境に負荷をかけることを認識し、Eco-DRR（自然環境を生かした減災）やグリーンインフラ（生態系を活用した社会基盤や土地利用）が注目をあびています。国交省はグリーンインフラ官民連携プラットフォームを作って推進を開始し、京都市の四条堀川雨庭整備事業は優秀賞を受けました。雨庭には生物多様性損失の危機に瀕する生物の生息環境としても、大雨対応としても、小規模分散自律型のソリューションとして大きな意義があるのです。

現在、侵略的な外来種とも言える新型コロナ禍「第3の危機」が大変です。しかし、攪乱が次世代の活力をもたらすのは景観生態学の教えるところ。ポスト・コロナ禍は温暖化という未曾有の「第4の危機」に対して、人と自然の健康を第一に考える自然共生の社会のデザインが課題だと考えています。ぜひ、皆様も知恵と工夫で京都の本来の植物文化を継承することにご関心をお願いします。